財政健全化法に関する「健全化判断比率」等の算定状況について

令和 2 年 1 0 月 7 日 財 政 課

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、令和元年度決算に係る健全化判断比率 及び資金不足比率を算定しました。(確定値)

<健全化判断比率:一般会計等に係る基準>

区分	本県の状況		早期	財 政		
	H30決算 (全国平均)	R元決算 (全国平均)	健全化基準	再 生 基 準	内 容	
実質赤字比率	赤字なし	赤字なし	3.75%	5%	一般会計等の実質赤字の比率	
					(対標準財政規模)	
連結実質赤字比率	赤字なし	赤字なし	8.75%	15%	公営企業会計も含めた実質赤字	
					<u>の比率</u> (対標準財政規模)	
実質公債費比率	12. 7%	11. 8%	25%	35%	一般会計等が負担する <u>元利償還</u>	
	(10. 9%)	(10. 5%)	23%		<u>金等の比率</u> (対標準財政規模)	
将来負担比率	126. 8%	136. 9%	40004	_	一般会計等が <u>将来負担する実質</u>	
	(173. 6%)	(172. 9%)	400%		<u>的負債の比率</u> (対標準財政規模)	

<資金不足比率:公営企業に係る基準>

E /\	本県の状況		経営健全化	th
区 分	H30決算	R元決算	基準	内 容
電気事業会計				
工業用水道事業会計	- 資金不足なし -	資金不足なし	20%	公営企業ごとの資金 不足の比率 (対事業 の規模:営業収益)
埋立事業会計				
病院事業会計				
天神川流域下水道事業特別会計				
県営境港水産施設事業特別会計				
港湾整備事業特別会計				

(参考) 健全化判断比率等 算定方法

(単位:%)

〇実質赤字比率

 <td rowspan="2" color="1" color

〇連結実質赤字比率

〇実質公債費比率

(地方債の元利償還金+準元利償還金)ー

(元利償還金等に充てられた特定財源+算入公債費等)

〇将来負担比率

 将来負担稅率
 =
 136.9

 標準財政規模
 算入公債費等

〇資金不足比率

資金の不足額資金不足比率=—事業の規模(各会計の営業収益の額)

用語解説

項目	説 明	
標準財政規模	地方公共団体の標準的な状態で収入される経常的な一般財源の規模を示すもので、標準税収入等+普通 交付税+臨時財政対策債の合計額	
準元利償還金	一般会計等からそれ以外の特別会計への支出のうち公営企業の地方債の償還に充てたと認められるもの等	
元利償還金等に充 てられた特定財源	地方債の償還財源に充当される特定財源	
算入公債費等	地方公共団体に交付される普通交付税の算定基礎となる額のうち、地方債の償還金に係るもの	
充当可能財源等	地方債の償還額等に充てることができる基金や特定の歳入	
資金の不足額	公営企業に係る特別会計の決算において、流動負債相当額が流動資産相当額を上回った場合、資金不足が 発生する	